

令和6年度 第3回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）6月12日

日野市教育委員会

令和6年度第3回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和6年(2024年)6月12日(水)
14時00分～14時25分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 正留 久巳 委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 正留 久巳

事務局出席者 教 育 部 長 中田 秀幸 教育部参事 長崎 将幸
(兼教育指導課長)
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子
教育指導課主幹 坪田 充博 統括指導主事 前田 健太
中央公民館長 大村 国博 ふるさと文化財課長 金野 啓史

傍聴者 1名

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

正留 久巳

議事内容

議案

- 第 1 3 号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第 1 4 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第 1 5 号 日野市公民館運営審議会 第 30 期委員の選任について
- 第 1 6 号 第 33 期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

請願審査

- 第 6-3 号 「全国の関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を"他山の石"とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願

報告事項

- 第 8 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[堀川教育長]

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 3 回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、真野委員から、本日の定例会に際して、欠席届が提出されております。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、正留委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 4 件、請願審査 1 件、報告事項 1 件です。

会議の進め方ですが、まず請願第 6－3 号を審査し、次に議案第 1 3 号から順次、審議を進めていきたいと思っております。議案第 1 3 号及び議案第 1 4 号は関連がありますので、一括議題としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず請願第 6－3 号を審査し、次に議案第 1 3 号から順次、審議を進めていきたいと思っております。議案第 1 3 号及び議案第 1 4 号は関連がありますので、一括議題といたします。

それでは、議事に入ります。請願第 6－3 号、「全国の教育関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を“他山の石”とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○「全国の教育関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を“他山の石”とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 1 1 ページを御覧ください。請願番号請願第 6－3 号、受付年月日、令和 6 年 5 月 1 4 日、件名、「全国の教育関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を“他山の石”とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願でございます。請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、1 2 ページから 1 3 ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

3か月ぐらい前に結構報道がありました、奈良教育大学附属小学校の教育課程への、文部科学省の望月禎（ただし）総合教育局長らによる不当介入ですね。これが本日野市と無関係ではない。

というのは、日野市は1999年4月の南平小入学式で、「君が代」のピアノ伴奏を断った音楽専科教員、私は「君が代」を一切やるべきでない、憲法違反だと思っていますのでちょっとあれですが、ほかの曲を流すこと自体は容認する方の中でも、「テープでやっていた」、当時はテープですね、「ちゃんとできたからいいじゃないか」と言っている人もいるぐらいです。

それに対して、畑石重輝校長の主張だけに基づいて、ピアノだとみんなが歌うからという主張らしいようです。で、日野市教育委員会が都教委にチクって、当時の有元教育長のときですね。まだ都教委の「10・23通達」も出ていない、いわゆる国旗・国歌法なる変な法律もできていない、そのときに戒告処分を出してしまったという、とんでもない、いわゆる積極的妨害でも何でもないものを、このようにしたわけですね。

ということで、この先生に対して、校長室で「私はロボットになれません」と言ったら、当時の矢野優教頭が、「『君が代』を弾く40秒間はロボットになりなさい」と言っただと。まるでプーチンのようなことを言っているわけですね。そういう中で、似ているのでということです。

2-1はともかく、2-2のほうですね。今回の奈良教育大の学長が権限を持っていて、宮下俊也さんという62歳の方ですね。この方が盛山大臣に、1月9日に『報告書』を出した。その報告書の標的は、職員会議できちっと民主的に話し合っているということに敵視して、そこの注にも書きましたけれども、今回の貞廣斎子氏が盛山大臣に出した中教審の特別部会の『審議まとめ』みたいに、上意下達の学校を作るということを狙っているから、こういう不当介入をしたということでございます。

それから、次の2-3でございます。宮下学長は回復措置だと言って、「君が代」を徹底してやれということで、「子供たちの発言や歌声で評価しなさい」と。これは怖いことだと思うんですね。「歌声で評価する」と。

08年2月の学習指導要領で、衛藤晟一参議院議員と面会した高橋道和(みちやす)氏・合田哲雄氏が入れた、改訂案の段階ではなかったのに「歌えるよう」という言葉を入れてしまった、「君が代」の音楽の指導要領。これと同じ土俵にあるという、非常に問題のある発言でございます。思想教育だということですね。

この問題については、2-4に書いたように、町田市教育委員会も2005年に、当時の都教委から派遣された小澤良一さんという学校教育指導課長の下で、「君が代」の

指導案を毎回、毎週、当時ファクスで提出させるという異常なことをやっていたわけです。

このとき、声量調査とか言う人もいましたけれども、声量を出させる指導という問題のあるものなので、多くの保護者を含む市民が町田市役所に抗議デモをしたということが朝日新聞や東京新聞にも載っておりますので、そのような嫌われる教育委員会になってほしくないということでございます。「君が代」の声量で評価するというのは、プーチンと同じでございます。

2－5のところ、これは異動です。人事異動で脅かしているわけですね。本人の同意なしで、国立大学ですから出向ということですがけれども、国立大附属ですから出向させるということなんです。

しかし、私は、パワハラだとか、いじめ放置、体罰容認、こういった教員は厳重に処罰すべきだと思いますけれども、パワハラをやるほう、校長ですね。だけど、こういった思想・良心の自由の問題で、憲法19条に基づく問題で、処分しちゃいけない。

2－6のところですが、これは3月13日の衆議院の文部科学委員会で、私どもの支持政党ではございませんが、共産党の宮本岳志議員が三木副学長から、非常にひどいことを望月さんが直々に、「まさかこのメンバーで4月を迎えるのではないでしょうね」と入替え・異動を強制してきたということを、直接望月さんがやっているということを、証言しているわけですね。ということで、私は、やはり望月さんの問題は教育の政治的中立性に反するわけですから、ぜひ彼を裏金議員みたいに証人尋問すべきだと思っています。失礼。証人喚問してもらいたいと思っています。

そういうことで、これは民主的な教育、本当に児童の思想・良心の自由を大事にするとか、あるいは職員会議で民主的に議論して、決して上意下達のパラミッド型の都教委の望むような学校にしないという点で、非常にいい実践をしていた学校を狙い撃ちにしたということで、日野市にも密着する問題なので、ぜひこれを通していただいて、いつものように、高木さん、型どおりの議事録に載るような……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過いたしましたので説明をまとめてください。

[請願者]

もうすぐ待って。型どおりのものじゃなくて、ぜひ中身に踏み込んでお願いします。質問もぜひしてください。そうしたら、理由が分からないなんて言わせませんから。

以上です。質問してくださいね。お願いします。岩下さんも質問をお願いします。質問してほしいんですけども。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

本請願は、私自身、不採択と考えております。

その理由についてですが、本請願は、請願事項として2－1項から2－6項にわたり請

願者グループで共有する考え方が述べられています。請願事項をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明をよく伺いました。伺っても、請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと。以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。資料も見ました。今回の請願の背景と請願を実行いただきたいお願いなど及び請願事項の2-1から2-6について読みましたが、本請願は請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。

したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

請願についてじっくり読ませていただき、また、今ほど請願者自身による説明も伺いました。ありがとうございました。その上で、本請願は、請願者グループで共有する考えによる一方的な考えであり、日野市教育委員会では取り上げなければならない具体的な理由を見いだすことができませんでした。

よって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、「全国の関係者から高く評価されている、児童一人一人を大切にする奈良教育大附属小の教育実践に、文部官僚等が不当介入した事案」を“他山の石”とし、本市の教育政策の参考にするよう求める等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第6-3号については、不採択とすることに決しました。

議案第13号、滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について、議案第14号、東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第 13 号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

○議案第 14 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。議案第 13 号、滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書 1 ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページの 2 ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。任期は令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第 14 号、東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書 3 ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

次ページの 4 ページを御覧ください。上の段は解任される方、下の段は新たに任命される方でございます。任期は、委員の残存期間の令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結いたします。

1 件ずつお諮りします。滝合小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 13 号は原案のとおり承認されました。

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 14 号は原案のとおり承認されました。

議案第 15 号、日野市公民館運営審議会第 30 期委員の選任について、事務局より提案理由の説明をお願いします。中央公民館長。

○議案第15号 日野市公民館運営審議会 第30期委員の選任について

[大村中央公民館長]

議案第15号、日野市公民館運営審議会第30期委員の選任について説明申し上げます。

第29期日野市公民館運営審議会委員の任期が令和6年6月30日をもって終了するため、日野市公民館設置条例第6条の規定に基づいて委嘱するものでございます。

この内訳を説明申し上げます。6ページを御覧ください。第30期日野市公民館運営審議会委員の名簿でございます。

10名の委員のうち、6名は29期の方が再任するという形を取っております。そして、名簿の7番、8番の方は公募による市民でございます。9番、10番に関しましては、新規の委員でございます。9番、伊野委員におかれましては、日野第一中地区青少年育成会からの推薦をいただいております。10番、小川真由美校長におかれましては、日野市公立小学校校長会の代表ということでございます。

なお、小川委員におかれましては、令和5年の途中に松永委員と交代で校長会代表としてなっておりますが、30期としては初めてということで、新規の委員に名前を連ねております。任期は令和6年7月1日から令和8年6月30日でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。高木委員。

[高木教育委員]

委員の名簿を拝見しますと、公募による市民の方が2名いらっしゃいますけれども、まず公募の状況について教えていただきたいということと、それからまた、その2名の方の選任の過程について、プロセスについて御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[大村中央公民館長]

分かりました。

公募の方法でございますが、まず5月中に、日野市のホームページ、公民館のページにおいて募集を行いました。これで5月いっぱいの募集を行った後、選考会を開き、そこで公募委員を選考したところでございます。選考応募された方は中野委員と木戸場委員の2名ということでしたので、この方々に第2期もお願いするという形になりました。

こういったところで、選考のプロセスなんですが、木戸場委員、中野委員に応募の動機を文書に書いていただきまして、この文書を選考会に提出し、それを選考委員の方、教育部長、生涯学習担当参事、生涯学習課長、中央公民館長の4名から成る選考会で選考した結果でございます。委員としての先見性といったものに関して妥当であるかどうか選考し、結果、2人とも十分であるというところで、この2人をお願いすることになりました。

以上でございます。

[高木教育委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市公民館運営審議会第30期委員の選任についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、第33期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。ふるさと文化財課長。

○議案第16号 第33期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。

それでは、議案第16号、第33期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。第32期日野市文化財保護審議会委員の任期が令和6年7月6日をもって満了となるため、日野市文化財保護条例第41条の規定に基づき、委嘱をするものでございます。

文化財保護審議会は、日野市文化財保護条例において、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議すると定められております。

委嘱する委員は8名でございます。お名前と専門分野、御所属は、お手元の議案書のとおりでございます。

なお、8名のうちの2名は新任、そのほかの6名は再任でございます。任期は2年、令和6年7月7日から令和8年7月6日まででございます。

なお、日野市文化財保護条例におきましては、審議会は委員10人以内で組織するとあり、委員の任期は2年とし、再任は妨げないとされております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。高木委員。

[高木教育委員]

今回、委員の候補として、新任の方がお二人いらっしゃいますけれども、新任になられた経緯ですとか、それからまた、お二方のプロフィールについて、差し支えない範囲で紹介いただければと思います。

[金野ふるさと文化財課長]

申し上げます。

それでは、まずお二方の経緯ですが、第32期の地形学、建築の専門委員の方が御退任なされましたので、後任ということでお願いいたしました。前任の委員の方に、このような方をお願いしたいという希望をお伝えしたところ、御紹介いただいた委員でございます。その後、業績等を拝見いたしまして、委員をお願いした次第でございます。

続いて、経歴等について申し上げます。

まず、7番の植木委員でございます。植木委員は地形学が御専門、御専攻でございます。御所属は帝京科学大学教育人間科学部の教授でございます。御専攻は地形学ですが、特に第四紀学の御専門ということで、地形の発達史、あるいはジオパーク、博物館教育、生涯学習等を研究テーマとなさっております。主な業績でございますけれども、各地におけます地質学的な研究がございますが、日野市近隣におきましては、八王子市史の編さん、あるいは八王子地域の地図の編さん等に関わっているということでございます。

続きまして、8番の酒井先生でございます。酒井委員は、建築事務所を主宰しております一級建築士でございます。専門分野は建築設計、耐震診断、歴史的建造物の保存・活用でございます。研究テーマは多摩地域の歴史的建造物の保存・活用でございます。業績等でございますけれども、『多摩のあゆみ』という雑誌に、2004年から多摩地区の歴史的建造物を紹介する記事を連載しているほか、日野桑園第一蚕室の国有形文化財登録に当たり御尽力していただきましたほか、日野市内の古建築等の調査を行っているという方でございます。

お二方とも、専門のお立場から、文化財の審議について御意見をいただければと考えております。

以上でございます。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。

[高木教育委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第33期日野市文化財保護審議会委員の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

報告事項第8号、行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第8号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 15 ページを御覧ください。報告事項第 8 号、行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第 8 号を終了いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、令和 6 年度第 3 回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 14 時 25 分